

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 役員報酬等規程

(目的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号、及び定款第29条の規定に基づき、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条

この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第23条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当協会を主たる勤務先として、週3日以上で、かつ週24時間以上当協会の業務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他の業務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。ただし、次号に掲げる費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費及び日当を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条

- 1 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対しては、報酬等を支給しない。
- 5 役員には、その職務を行うための費用を支払うことができる。

(定例報酬の額の決定)

第 4 条

- 1 当協会の常勤役員(理事)の定例報酬月額は、別表第1の金額の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 2 別表第1の役員報酬等の上限額は、代表理事が理事会の承認を得て、社員総会の決議を得なければならない。

(報酬の支払方法)

第 5 条

- 1 常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。
ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤役員の報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第 6 条

常勤役員の報酬等は、その月の月額的全額を毎月末日迄に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(公 表)

第 7 条

この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(規程の改廃)

第 8 条

この規程は、社員総会の決議を経なければ変更することができない。

(委 任)

第 9 条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

別表第 1

役員等	報酬等の上限額
常勤役員	年間総額 600 万円までの範囲内

附 則

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、2016年5月26日に一部を改正し施行する。